

<ニコニコ・財団・米山委員会>

	今回		累計	
ニコニコ	24件	24,000円	682件	802,245円
財団	0件	0円	17件	160,000円
ベネファクター	0件	0円	2件	156,000円
米山	0件	0円	23件	283,000円

本日のプログラム

<会員卓話>

粕川会員

昨年7月5日に入会した粕川です。本日卓話ということで、簡単な自己紹介をさせていただきます。

私は大学を卒業後、当時オフコンが社内に次々と導入されていく時代、西新宿の新都心のビルで、まだ大手から独立したばかりの住宅メーカーの営業推進や支店の事務管理の仕事をしていました。

その後、知人の紹介でビジネスコンサルティング会社の社長秘書として働きました。この会社は主に施設や商品などのコンセプト作りやネーミングで、百貨店や大型施設の新規出店や改装コンセプト、夏のビール戦略、新しいワインのコンセプトやデザイン、えびせんの商品開発などです。著名で个性的なデザイナーの方々が加わった会議は、いつも情熱的で元気だったことと記憶しています。私はこの会社にいる間に税理士の勉強を始めました。

税理士に合格し、全国女性税理士連盟に入ります。全国女性税理士連盟の歴史は古く、昭和31年8月に発足し、現在の会員数は1,300余名になります。ここで女性税理士の先輩達がどのように仕事や家庭を両立しているか、見聞きしたことがきっかけで独立開業することになりました。連盟の研修会への参加、制度部での勉強、厚生部で旅行をしました。平成11年に、納税者権利憲章が既にある韓国で女性税務士と意見交換し、またその翌年には東京でお迎えをして感動的な思い出となっています。

全国女性税理士連盟は税理士会と同様に、関連機関に6つの要望書を提出しています。国税通則法から分かりやすい話を抜粋してみると、

・事業者が任意調査を受けた時、税務署が帳簿類の提出・留め置きを求めることがありますが、提示で十分です。

・調査で厚生すべきものが確認された時、修正申告書の提出をするかしないかは、納税者が決めることで、課税庁が納税者に奨めるものではありません。などです。

その他に女性税理士らしい提言を3つ紹介します。

1.『民法を改正し、夫婦別氏も選べる制度の導入すること』を求めています。民法制定から60年以上経過し、家族の形態やライフスタイルは多様化し、女性の社会参画が進み婚姻や家族の役割に対する考えかたや意識は大きく変化しています。

2.『配偶者控除を廃止して、最低生活保障の一端である基礎控除を引き上げること』を求めています。昭和36年に設けられた配偶者控除も既に50歳で、12月になると103万円を意識した就業調整の話聞きます。これは女性の最低賃金化を招き、経済的な自立の妨げになり、雇用する社会にとっても損失となっています。配偶者控除は適用税率の高い高額所得者に適用が多く、有利な仕組みです。

3. 所得税法56条を廃止することを要望しています。発端は、弁護士の夫が税理士の妻に払った税理士報酬を経費として否認されたことにあります。この法律は同一生計親族に支払う対価を事業所得等の必要経費とせず、またこれを受け取った側の所得としない旨を規定しています。日本の所得税法自体は、個人単位課税ですが、この法律は例外的に『世帯』を課税単位としています。

私はこのような活動をしている団体に所属しています。片時もじっとしていない、スケジュール帳が常に埋まっている人々に触発され開業しました。ここで多くの知識の仕入れや心身の充電をし、自分に体験できない様々な話を伺えることも、税務のお手伝いができることも嬉しく仕事は楽しいです。様々な方に支えられ、恵まれ、幸せに思っています。どうぞこれからもよろしく願いいたします。

